



福祉医療費【連記式】の

電子媒体請求

をお願いします。

福祉医療費【連記式】レセプトは、電子媒体で請求することができます。

電子媒体での請求は、医療機関等の皆さまにも多数のメリットがありますので是非ご検討ください。

電子媒体請求のメリット

①レセプト印刷、総括表・請求書の作成が不要です

電子請求に移行すると、レセプト印刷や総括表・請求書の作成、編綴にかかる事務作業が軽減されます。返戻再請求レセプトも当月請求分と一緒に（同一ファイルに格納して）請求できます。（福祉医療費【連記式】請求に限ります。）

②再提出ができます

「請求漏れがあった」「内容不備があった」等でレセプトを再提出したいとき、電子請求なら受付協力日から1週間以内であれば再提出することができます。（福祉医療費【連記式】請求に限ります。）

③事前の届出は必要ありません

面倒な事前の届出は必要はありません。
移行初回請求月の媒体に「初回請求である旨の記載」だけです。

④確認試験の実施は任意です

確認試験は任意ですので環境が整い次第、速やかに移行することができます。
なお、確認試験を希望する場合は、手順や必要な様式等が掲載されている本会ホームページ※をご確認ください。

電子媒体請求への移行方法

電子媒体に格納していただくデータは、本会が提示する仕様にに基づき作成してください。

なお、現在お使いのシステムから福祉医療費【連記式】レセプトを印刷している場合、既に電子媒体にデータを格納する仕組みを持っている可能性があります。

恐れ入りますが、

ご契約のシステム業者様に、電子媒体請求へ移行したい旨をお伝えくださるようお願いいたします。

※ データの仕様は、本会ホームページに掲載されている「インターフェース仕様書」を参考にしてください。



確認試験を希望する場合

確認試験は任意ですが、希望する場合は、電子媒体請求開始を希望する前月10日までに、確認試験依頼書（右図）を添えて試験用の媒体を提出してください。

確認試験の結果は当月中にお知らせいたしますので、結果に問題がない場合は翌月から電子媒体での請求をお願いいたします。

確認試験依頼書もホームページからダウンロードできます。



群馬県国民健康保険団体連合会

※ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp/>

問合先(直通) 027-290-1338 (審査第一課、第二課)